(4)　栄養サポートチーム加算の注2に規定する施設基準
イ　一般病棟入院基本料（七対一入院基本料及び十対一入院基本料を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が二百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
ロ　栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ハ　当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。
ニ　当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。
ホ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

二十九　医療安全対策加算の施設基準
(1)　医療安全対策加算1の施設基準
イ　医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該保険医療機関に患者相談窓口を設置していること。
(2)　医療安全対策加算2の施設基準
イ　医療安全対策に係る研修を受けた専任の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。
ロ　(1)のロ及びハの要件を満たしていること。

二十九の二　感染防止対策加算の施設基準等
(1)　感染防止対策加算1の施設基準
イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師（感染防止対策に関する研修を受けたものに限る。）並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。
ニ　感染防止対策につき、感染防止対策加算2に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。
(2)　感染防止対策加算2の施設基準
イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。
ニ　感染防止対策につき、感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。
(3)　感染防止対策地域連携加算の施設基準
他の保険医療機関（感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関に限る。）との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されていること。

二十九の三　患者サポート体制充実加算の施設基準
(1)　患者相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。
(2)　当該窓口に、専任の看護師、社会福祉士等が配置されていること。

三十　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準
(1)　褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
(2)　褥瘡管理者が、褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき、個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っていること。
(3)　褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施していること。
(4)　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。

三十一　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準
イ　産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。
ハ　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ニ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊婦であって、別表第六の三に掲げるもの

三十二　ハイリスク分娩管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク分娩管理加算の施設基準
イ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。
ハ　一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ニ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ホ　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ヘ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　ハイリスク分娩管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊産婦であって、別表第七に掲げるもの

三十三　退院調整加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関が病院である場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ　当該保険医療機関内に、入院患者の退院に係る調整（以下「退院調整」という。）に関する部門が設置されていること。
ロ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。
ハ　専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。
ニ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該保険医療機関が診療所である場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ　退院調整を担当する専任の者が配置されていること。
ロ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。